

香川県条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条―第27条）
第2章 経過措置
第1節 通則（第28条・第29条）
第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第30条―第32条）
第3節 その他（第33条）
附則

第1章 関係条例の一部改正
（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条の6 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの 第14条の7 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪に	第14条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの 第14条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪に

ついて<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 5～8 略	ついて<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 5～8 略
--	---

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（失職の例外） 第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。 2 略	（失職の例外） 第8条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。 2 略

（香川県青少年保護育成条例の一部改正）

第3条 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6章 罰則 第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第6章 罰則 第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第24条の4 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる職員を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の5 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23	第24条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる職員を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第24条の5 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23

23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 5～8 略	年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2・3 略 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 略 (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合 5～8 略
---	---

(香川県恩給条例の一部改正)

第5条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年金恩給権の消滅事由) 第9条 略 (1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。 (3) 略 2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、年金である恩給(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)を受ける権利は、消滅する。ただし、その在職が恩給を受けた後に	(年金恩給権の消滅事由) 第9条 年金である恩給を受ける権利を有する者が次の各号のいずれかに該当するとき(通算退職年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者が第2号又は第3号に該当するときを除く。)は、その権利は、消滅する。 (1) 略 (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき。 (3) 略 2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、年金である恩給(通算退職年金及び通算遺族年金を除く。)を受ける権利は、消滅する。ただし、その在職が恩給を受けた後になされ

なされたものであるときは、その再在職によって生じた権利だけが、消滅する。

(在職年の除算)

第21条 略

(1)・(2) 略

(3) 公務員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(4) 略

(普通恩給又は増加恩給の停止)

第35条 略

2 普通恩給又は増加恩給を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられ、その執行を受けているときは、その執行が開始された月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで普通恩給又は増加恩給を停止する。

3・4 略

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられ、その執行を受けているときは、その執行が開始された月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられてその執行中の者又はその執

たものであるときは、その再在職によって生じた権利だけが、消滅する。

(在職年の除算)

第21条 次に掲げる年月数は、在職年からこれを除算する。

(1)・(2) 略

(3) 公務員が退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき禁こ以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(4) 略

(普通恩給又は増加恩給の停止)

第35条 略

2 普通恩給又は増加恩給を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで普通恩給又は増加恩給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

3・4 略

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられてその執行中の者又はその執行

行前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に準用する。	前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に準用する。
---------------------------------------	--------------------------------------

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第6条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第11条 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 略 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(退職手当の支払の差止め) 第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第12条 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)
第13条 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされことなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)
第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(香川県港湾管理条例の一部改正)

第7条 香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 略

2 略

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(罰則) 第17条 第14条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第14条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

(香川県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第8条 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県屋外広告物条例の一部改正)

第9条 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6章 罰則 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	第6章 罰則 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第10条 香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年金の支払停止) 第9条 略 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支払停止) 第9条 第7条第1項の規定により年金を支給される共済対象障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 (1) 略 (2) <u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 略

(香川県生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第11条 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7章 罰則 第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第133条 第76条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第135条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。	第7章 罰則 第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第133条 第76条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。 第135条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。

(香川県自然環境保全条例の一部改正)

第12条 香川県自然環境保全条例（昭和49年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9章 罰則 第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略	第9章 罰則 第40条 第21条第1項又は第2項（第27条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 略

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略	（罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略

(香川県立自然公園条例の一部改正)

第14条 香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10章 罰則 第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第10章 罰則 第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略 第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(1)・(2) 略 第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略
--	---

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第15条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第5条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第9条 第5条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 略

(香川県情報公開条例の一部改正)

第16条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第32条 第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第32条 第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の一部改正)

第17条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第4章 罰則 第27条 第22条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第4章 罰則 第27条 第22条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

--	--

(香川県暴走族等の追放に関する条例の一部改正)

第18条 香川県暴走族等の追放に関する条例（平成15年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第21条 第16条の規定に違反して暴走行為（第2条第4号アに掲げる行為に限る。以下同じ。）を行うよう強制し、又は勧誘した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第22条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第21条 第16条の規定に違反して暴走行為（第2条第4号アに掲げる行為に限る。以下同じ。）を行うよう強制し、又は勧誘した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第22条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県砂防指定地管理条例の一部改正)

第19条 香川県砂防指定地管理条例（平成15年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略	(罰則) 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>若しくは<u>禁錮</u>又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略

(香川県ふぐの処理等に関する条例の一部改正)

第20条 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6章 罰則	第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) 略
---	---

(香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部改正)

第21条 香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第8章 罰則 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	第8章 罰則 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略

(香川県石綿による健康被害の防止に関する条例の一部改正)

第22条 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第4章 罰則 第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。	第4章 罰則 第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。

(香川県統計調査条例の一部改正)

第23条 香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略 第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略 第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略

(香川県暴力団排除推進条例の一部改正)

第24条 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9章 罰則 第30条 第18条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第9章 罰則 第30条 第18条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第25条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(罰則) 第33条 第23条第4項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第33条 第23条第4項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

(香川県行政不服審査会条例の一部改正)

第26条 香川県行政不服審査会条例（平成27年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第6条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(香川県個人情報保護条例の一部改正)

第27条 香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人	(罰則) 第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人

情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第28条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。第30条において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、同法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第16条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第29条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次条から第33条までにおいてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次条及び第32条において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第14条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第31条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第24条の5第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第11条第1項及び第5項、第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第15条第4項並びに香川県職員退職手当条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。